

N01 2023年10月31日

業務部報

国 労 水 戸 地 方 本 部

発行責任者 埜 正人

編集責任者 業 務 部

大会発言に基づく水申1号提出！

1. 高年齢雇用安定法の趣旨を踏まえ、JR東日本としてはJR東日本グループ高年齢求人・求職情報サービスを取り組んでいるところではあるが、現状では会社・仕事が限定されている状況にあり、条件に満たない社員からはアキラメ感も出されている。現状、努力義務となっているところではあるが、将来的な動向も視野に入れ、選択肢の拡充させる取り組みを図りたい。
2. エルダー社員の短日数勤務については、生活環境の変化に伴い65才まで働き続ける為にも必要な労働条件である。よって、グループ・パートナー各出向会社におかれても、制度設定や制度そのものを取得出来るよう、JR会社から各出向会社へ要請を図りたい。
3. 運転線区の拡大で、いわき運輸区でいわき以北の運転業務に関わる教育が実施されている。しかし、一部線区において避難困難箇所・津波警戒箇所が重なっている場所があることから不安の声が出されている。よって、重なっている箇所についての避難箇所・避難方法について、社員教育を徹底されたい。
4. 東日本大震災から12年余が経過し、福島第一原発事故及び放射線被爆についての認識が薄れてきている感がある。放射能から社員を守るといった位置付けで、社員に対する被爆教育や放射線管理については、会社として責任を持って継続・対応を図りたい。
5. 変革2027という大きな会社施策のもと、現場においても業務に関しては様々な変化が生まれてきている。社員にとって新たな業務や過去経験した業務に対する教育については、十分な教育時間の確保をした上で最終的な判断は管理者が見極め行為を行い、本人の不安解消も含めて適切な対応とされたい。
6. 安定・安全輸送の観点から、沿線における除草及び伐採等々については、緊急の部分は別として、計画的な作業とされたい。また、グループ・パートナー会社における業務（工事等）についても平準化を図るよう、JR会社から要請されたい。
7. MTS会社（清掃業務）において、特発休暇が発生した場合の要員補充が行われないケースの報告がされている。要員が満たない場合の業務内容の軽減等々の工夫を要請されたい。

まだまだ、職場の中には改善すべきものがたくさんあります。言いづらいといったことがあれば、国労の人達に相談してください。会社に要求していきます。

国労は何でも相談に乗ります。気軽に声をかけて下さい。

国労水戸地本 NTT029-221-4008

ホームページ <https://nrumito04.wixsite.com/kokuromito>

